

新潟縣小學作法書卷の三終

新潟縣小學作法書卷の四

中野豊記

中澤 中

編輯

人行儀を正しくせんと欲せば、必ず先づ心を正しくせよ。

心正しからざる時ハ、如何に作法を知りたりとも決して之を行ふ事能はず、尊長と道を同ドク行く時ハ後に従ひ

て行くべし、  
夜る挑灯を持ちたる時ハ、先きに立ち  
て、道を照もべし、  
人に行き逢ひたる時ハ、左に避けて、道  
を譲るべし、

他人、道を譲らば、會釋して、通るべし、  
官吏、并に、知りたる人ハ、拜禮すべし、  
途中にても、拜禮するときハ、必ず、帽子

襟卷おどを、脱ぐべし、

人と別る、時ハ、其人の前を越ゆべか  
らば、

使に行きて、歸りたる時ハ、必ず其返事  
をなまべし、

席上にて、鼻かむ時ハ、下座の方に向き、  
音の出でざる様おなすべし、

唾吐くときハ、下座の方お向き、灰吹を

とり、手にて覆ふるべし、  
せきくさめの出づる時ハ下座の方に  
向き、紙にて、鼻と口とを、覆ふべし、  
人の前を、過ぐる時ハ、會釋して、通るべ  
し、  
人の後を、過ぐる時ハ、其人ハ觸るべ  
からば、  
人に觸るべき所ハ、通るべからば、

人の衣服を踏むべからば、  
人の家ハ、行き、扇を所持せし時ハ、坐し  
てハ下に置き、起ちてハ指をづし、  
凶事にハ、指たるまゝにて、抜くべから  
ば、  
開閉おどして、音を出さざらば、  
膳を、客に進むるにハ、両手ふて、高く持  
ち出づべし、

膳を据うるにハ、跪きて下に置き、推して進むべし。  
膳を下げるにハ、跪きて、少引よせ、持ち立て立つるべし。  
飯汁等の替を進むるにハ、盆を両手に持ち、跪きて進むべし。  
徳利ハ、左の手に、袴を据ゑ、右の手を添へて、持ち出づべし。

酌をなすにハ、徳利の中程を、右の手にて持ち、左の手を添ゆべし。  
食物ハ、勿論、盃箸あどの下に落たるものハ、客ハ、進むべからば、給仕に出づる時ハ、鼻紙を用意せしむ。客の前ふて、器物を扱ふにハ、最も心を用ふべし。  
燭臺を出すにハ、右の手ふて、さげを持

ち、左の手に、臺を据ゑて、持出て、程よき  
所へ、跪きて置くべし、  
燵をまゐるとまゝに、跪きて、少引よせ、右  
の手ひて、燵をまゐり、元の如く、前へ推し  
て、進むべし、

人の家に到りて、膳を進めらるる時ハ、  
両手を著きて受くべし、  
膳を受けたる時ハ、あなご、ごをたを見

くらぶづらば、

食事を、始むるにハ、先づ能く、容儀を整  
へ、而して、椀の蓋を取り、次に、箸を取り、  
次に、器を取りて、食ふべし、  
主人の、挨拶あらざるに、食事を、始むべ  
からむ、

蓋ハ、膳の右へあるものハ、右の手、左に  
あるものハ、左の手ひて、取るべし、

蓋を取るにハ、飯、汁、平、坪と、次第まべし、蓋を取るにハ、片手を腕ふ添へ、汁をどを覆すべし、

箸ハ、右の手おそ取り、左の手を添へて、持ち直まべし、

食事中、箸を置くにハ、膳の左にかけ、終りたる時ハ、元の如くに、置くべし、

飯汁を替ふる時、又ハ、人に挨拶する時

なごむ必ず箸を置くべし、

食器を取るにハ、膳の、右ふあるものハ、右の手お、取り上げ、左ふあるものハ、左の手に、取り上げて、持つべし、

食むるにハ、次第あり、先づ、飯より喰ふべし、

飯、又ハ、汁を替ふるにハ、右の手おそ持ち、左の手を添へて、出まべし、

菜ハ先づ平を食し焼物ハ最後に食ふべし、

菜の汁なきものハ手ふさぎあげて食ふべからば、

焼物の首尾あるものハ裏をかへして食ふべし、

菜を取らんとして見合すべからず、

菜より菜を食ふべからば、

湯を呑む時ハ箸を椀の中みてそとぎ、  
香物を食し左の手ふ持ち右の手を添へて呑むべし、

湯を受くるにハ飯椀を右の手に持ちて、出まぐし、

禮の事ハ種々あれども畢竟人を敬ふ為のものなれば人ふ對して恭敬の念を失ふこと勿き、

K110, 11  
6

新馮縣小學作法書卷の四終

版權免許

明治十六年十一月六日



編輯人

中野豐記

新馮縣新馮區學校町通貳番丁廿四番地

福島縣平民

全

中澤中

新馮縣士族  
全縣區西大畑通貳番丁十三番地

出版人

井筒駒吉

全縣區古町通貳番丁三十三番地

全縣平民

全

目黒十郎

全縣古志郡長岡表四ノ丁十九番地

全